



違法薬物と戦う麻薬取締官！

厚生労働省 九州厚生局 麻薬取締部

麻薬取締官とは？

刑事訴訟法に基づく特別司法警察員としての職務を行う権限を持ち、主に薬物犯罪の捜査に従事するほか「薬物汚染のない健全な社会の実現」のため、幅広い分野での活動を展開しています。

業務内容

- ・暴力団・外国人薬物密輸密売組織や薬物乱用者に対する捜査
- ・医療用麻薬を扱う医療機関等に対する立入検査、監督・指導、許認可
- ・薬物乱用防止啓発活動

職員数、勤務地

- ・職員数：42名(うち女性8名) ※令和7年12月現在
 - ・勤務地：福岡市又は北九州市に採用
- 採用1年後に麻薬取締官に任官し、数年の実務経験を経て、全国の主要都市に転勤となります。
また、厚生労働本省や他省庁への出向の機会もあります。

昇進と研修

経験年数や勤務実績に応じて係長、課長補佐、課長等へと昇任します。また、職位に応じた各種研修を通じて、刑事訴訟法等の関係法令や実務能力を身につけます。



ワーク・ライフ・バランスの実現

麻薬取締部では、積極的に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進しています。テレワーク推進、定時退庁日の指定、休暇を取得しやすい職場環境を実現しており、公私の充実を図っています。妊娠・出産・子育てに関する制度についても、育児休業等をはじめ、その態様に応じて各種の制度が整備され、男女問わず職員は積極的に取得しています。

先輩からのメッセージ

薬物犯罪は「被害者のいない犯罪」と呼ばれることがありますが、違法薬物による影響は家族や友人など周囲の人々にまで及びます。このような薬物の濫用などが野放しになれば社会が健全に機能しなくなってしまいます。国の取締機関として私たちは他機関とも協力しながら日々捜査を行っています。入職後、研修等を経て捜査業務に従事し、違法薬物を実際に押収できた際はやりがいを感じます。今まさい行われている薬物犯罪だけでなく、将来に向かって薬物犯罪をなくすために一緒に働きませんか。

【令和7年4月1日採用・採用区分 一般職(大卒)行政九州・九州厚生局麻薬取締部捜査部門所属】

麻薬取締部は、薬物犯罪から日本を守るため、日々捜査に従事しています。私たちが取り締まるのは薬物乱用者や密輸・密売に関わる人物ですが、その先には、薬物犯罪によって脅かされている人々を守るという目的があります。働きだして半年ですが、さまざまな研修を受けただうえで、すでに多くの現場に出て、緊張感の中で貴重な経験を積みさせてもらっています。捜査には法律の知識はもちろん、状況に応じた臨機応変な対応力も求められるため、自分の成長を実感できる職場です。この仕事にしかない「魅力」や「かっこよさ」をぜひあなたにも実感してもらいたいです。

【令和7年5月1日採用・採用区分 薬学選考・九州厚生局麻薬取締部捜査部門所属】

【問合せ先】九州厚生局麻薬取締部 調査総務課

TEL 092-472-2331

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第二合同庁舎

ホームページ：<https://www.ncd.mhlw.go.jp/>

麻薬取締部HP

採用情報はここから

麻薬取締官

検索

